

一般社団法人北海道薬剤師会国民保護業務計画

令和4年9月15日制定

(目的)

第1条 本計画は、一般社団法人北海道薬剤師会（以下「本会」という。）が、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)および「北海道国民保護計画」(平成18年1月作成)に基づき、北海道知事が指定する指定地方公共機関として、国民保護法第36条第2項に定める業務計画を作成し、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を円滑かつ適切に実施することを目的とする。

(実施の基本方針)

第2条 本会は、本計画の実施にあたり、国、道、その他武力攻撃事態等の対応に係る関係諸機関（以下「関係機関」という。）と相互に連携を図りながら、医療を確保するために必要な措置を講ずる。

(武力攻撃事態等への対応)

第3条 本会会長（以下「会長」という。）は、武力攻撃事態等において、円滑な業務が遂行できるよう、救護体制の確立を図るとともに、日頃からその体制の充実、強化に努める。

(措置の内容)

第4条 本会は、武力攻撃事態等に対処するため、以下の措置を実施する。

- (1) 武力攻撃事態等における体制の整備
- (2) 武力攻撃事態等における医療の提供
- (3) 情報の収集・提供および広報活動
- (4) その他国民保護のために必要な措置

(安全の確保)

第5条 会長は、北海道および関係機関と連携を図り、国民保護措置に従事する役職員並びに会員の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(意識の啓発)

第6条 会長は、役職員並びに会員に対し、武力攻撃事態等に関する意識の啓発を行うものとする。

(体制の整備)

第7条 国民保護業務を適切に実施するため、次の体制を構築する。

- (1) 緊急時の連絡網の作成
- (2) 関係機関との連絡体制の整備
- (3) 平時における関係機関との連携
- (4) その他必要な事項

(北海道薬剤師会国民保護対策本部の設置)

第8条 会長は、北海道国民保護対策本部（以下「道対策本部」という。）が設置された場合は、必要に応じて、北海道薬剤師会国民保護対策本部（以下「道薬対策本部」という。）を北海道薬事会館内に設置する。

2. 道薬対策本部の組織および構成員は、北海道薬剤師会災害時医療救護活動要領に準拠する。
3. 道薬対策本部を設置したときは、道対策本部にその旨を連絡する。

(医療救護活動)

第9条 会長は、知事より救援の要請があった時は、北海道薬剤師会災害時医療救護活動要領に基づき地域支部薬剤師会の協力を得て救護班を被災地に派遣する。

2. 救護班は、道、市町村その他の関係機関と連携して医療救護活動に従事する。

(救護活動への支援)

第10条 会長は、地域支部薬剤師会長より応援要請があった場合は、救護班の追加派遣を行うとともに必要に応じ本会の役職員を被災地に派遣し、情報の収集や連絡調整にあたらせる。

(安否情報収集への協力)

第11条 本会は、道および市町村が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で照会に応じて安否情報の提供を行うなど、道および市町村が行う安否情報の収集に協力するものとする。

(撤収)

第12条 会長は、被災地における医療機関の機能の回復状況を勘案し、救護班を撤収する時期を、関係機関と協議の上、決定する。

2. 会長は、道対策本部が廃止された場合、道薬対策本部を廃止し、知事に対してその旨を連絡する。

(緊急対処事態の対応)

第13条 緊急対処事態においては、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

(計画の見直し)

第14条 必要により計画を見直すものとする。

<用 語>

1. 武力攻撃

わが国に対する外部からの武力攻撃をいう。

2. 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

3. 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

4. 武力攻撃事態等

武力攻撃事態および武力攻撃予測事態をいう。

5. 緊急処理事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

6. 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

7. 国民保護措置

国民保護法における「国民の保護のための措置」をいい、具体的には、武力攻撃から国民の生命、身体および財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置をいう。（例：住民避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等）

8. 指定地方公共機関

電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人等で知事が指定するものをいう。

（北海道医師会、北海道歯科医師会、北海道薬剤師会、北海道トラック協会、北海道バス協会、ガス関係各社、放送各社、海運・フェリー関係各社、北海道エアシステム、通信関係各社、等）

9. 関係諸機関

道、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等。